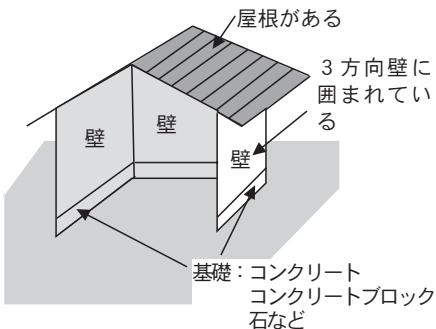


暮らしの中の 税情報

■新築・ 増築について

税情報

増築について



建物の新築・増築取り壊しの際は必ず届け出を!

建物を新築されたり、建て増しされた時は、県民税の『不動産取得税』の算出と『固定資産税』課

時間は、建物の大きさや形によつて変わりますが、約一時間程度かかりますので、ご理解とご協力を

- ①屋根が有る。
- ②基礎が有り、三方向以上を壁で囲われている。
- ③居住用、作業用、貯蔵用等の家屋の用途を満たしている。

主に次のような建物が対象となります。

- ◎居住用の建物。
- ◎事務所、工場用建物。
- ◎農機具庫や車庫。

- ◎園芸・農耕用の温床施設。
(ビニールハウスは除く)

- ①建築工事の図面
(図面が有れば、調査時間が短縮できます。)
- ②工事見積書・領収書等
(建築費・設備費等が確認できるもの)

これらの書類が無い場合は、調査当日に建築内容等を直接お聞きいたしますので、よろしくお願ひします。

■建物の 滅失届けについて

**届けの提出が無いと
固定資産税がかかり続ける
場合があります。**

平成22年中に新築・増築されたものや、近年建てられてから家屋の調査を行います。調査の対象となる建物は、面積の大小に関わらず次の条件を満たすものになります。

後日、家屋調査の日程についてご都合の良い日時をご相談の上で調整させていただき、職員が評価に伺います。その際はお立ち会いの上、既に使用されている建物に立ち入らせていただき、計測等のため

建物を新築、建て増し等のため

作業を行うことになります。作業時間は、建物の大きさや形によつて変わりますが、約一時間程度かかりますので、ご理解とご協力を

お願いします。

や、老朽化等で建物を一部又は全部取り壊された時は、必ず滅失の届けを提出してください。

『家屋の滅失届出書』は、役場総務企画課にあります。届出がない場合は、課税対象として台帳から削除されず残ることになります。

現在、どの家屋が課税対象になっているかは、5月中にお届けいたしました『固定資産課税明細書』でご確認ください。ご不明な点がございましたら、職員が現地の確認にお伺いいたしますので、お気軽にご相談ください。平成22年中の、家屋の滅失届けの受付期限は、平成22年12月28日です。

※ご注意

家屋の調査を受けられていない場合、財産の相続・贈与や売買等の譲渡の際必要となる固定資産評価証明書の発行ができないので、ご注意ください。

貼ってありますか?
このシール。調査済の
家屋にはこのシールが
貼ってあります。



お知らせ

たばこ税の税率が引き上げられます。

たばこ税(国税)と県たばこ税及び村たばこ税(地方税)について、次のとおり、税率が改正され、平成22年10月1日から適用になります。(製造たばこで3.5円／本の増税です。)

(1) 製造たばこ

区分	税目	税率(1000本)当たり		
		改正前	改正後	引上額
国税	たばこ税	3,552円	5,302円	1,750円
地方税	県たばこ税	1,074円	1,504円	430円
	村たばこ税	3,298円	4,618円	1,320円

(2) 旧3級品の製造たばこ (わかば、エコーなど)

区分	税目	税率(1000本)当たり		
		改正前	改正後	引上額
国税	たばこ税	1,686円	2,517円	831円
地方税	県たばこ税	511円	716円	205円
	村たばこ税	1,564円	2,190円	626円

愛煙家のみなさんへ

～たばこは村内で買いましょう～

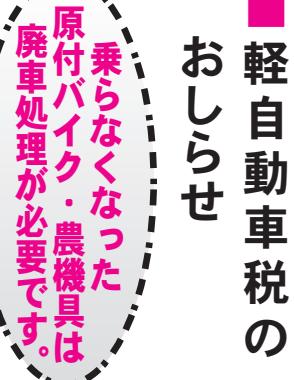
1箱につき、約92円村税を納めていた
だく事になります。
ご協力をお願いします。

たばこの小売販売業者の皆様へ
「手持品課税」が行われます。

平成22年10月1日前零時現在において、2万本以上のたばこを所持する場合、その所持するたばこについて、税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税する**「手持品課税」**が行われます。

詳しい資料の郵送、説明会の日程は後日送付いたします。ご理解とご協力を
お願いします。

西粟倉村役場 総務企画課



■軽自動車税の おしらせ

軽自動車税は、毎年4月1日現在の、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊車・二輪の小型車の所有者に対して課せられる税金です。月割課税制度がないので、4月2日以降に譲渡や廃車をしても、年

など、廃車手続きをしない限り軽自動車税が毎年課税される事となります。必ず廃車手続きを行ってください。来年度へ向けて再確認をお願いいたします。

詳しくは、役場総務企画課まで
TEL (○八六八) 二三一ー二七三
津山市山下五三
〒七〇八一八五〇六
取得税課

なります。また、動かなくなつてそのまま放置していたり、盗難に遭い警察へ届けた後に廃車手続きをしていない場合や、ナンバーープレートを返却せずに廃棄した場合

★不動産取得税について
岡山県美作県民局税務部不動産
TEL (○八六八) 七九一ー二一一
役場総務企画課税務係

お詫び

固定資産税第1期の督促状を既に納付いただいた方に送付するという事務処理のミスが発生しました。

督促状は、本来、税を納付いただいている方に再度納税を促すものですから、納付いただいた方に送付することは重大な誤りで、誤送付した納税者の皆様には、深い苦痛と多大なご迷惑をお掛けしました。深くお詫び申し上げます。

なお、誤送付が判明した納税者の皆様へは、お詫びの文書を送付させていただいております。今後は、事務手順を見直すとともに複数確認を行い、正確な事務処理に努めて参りますので、今後もご理解とご協力をよろしくお願いします。

西粟倉村長 道上正寿

農業委員会からのお願い

農地の転用について

自己所有の農地であっても、転用（農地を農地以外の用地にすること）する場合には、事前に農業委員会の許可を受ける必要があります。

無断転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

- 無断転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。
(農地法第51条)
- 罰則の適用もあります。(農地法第64条・第67条)
平成21年12月の農地法改正により、罰則が強化され、罰金額が大幅に引き上げられました。

事項	改正前	改正後
違反転用	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
違反転用における 原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役又は 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



農地の貸し借りについて

農地の貸し借り及び作業受委託をする場合には、必ず契約書等の取り交わしをお願いします！

☆農地の貸し借り・・・利用権設定（農業委員会への提出が必要です）

- ・使用貸借権：対価の支払いがないもの（無償）
- ・賃貸借権：使用する対価として借り賃を支払うもの（米による場合等）
(条件については、貸し手と借り手で協議の上、決定します。)

☆作業受委託・・・作業受委託契約書（受託者、委託者で1部ずつ保管して下さい。）

農地転用許可申請及び利用権設定の書類等を農業委員会へ提出する場合には、事前に各地区の農業委員さんへご相談下さい。

ふれあいまつり開催 のお知らせ ～福祉大会・文化祭～

9月26日（日曜日）に福祉大会・文化祭合同の「ふれあいまつり」をあわくら会館で開催します。多くの方々の参加をお待ちしています。

詳しい内容は広報9月号でお知らせします。

西粟倉村 教育委員会



（写真は昨年の様子）

金婚者表彰対象者募集！！

西粟倉村では、9月26日（日）開催の『ふれあいまつり』の記念行事において、金婚を迎えてたご夫婦の方に表彰を行います。今年は昭和35年9月27日以前に婚姻され、まだ表彰を受けられていないご夫婦の方が対象になりますが、個人情報保護法の施行により、対象者の把握が困難な状況にあります。

つきましては、今年の『ふれあいまつり』で金婚者表彰を希望される方は、8月27日（金）までに役場保健福祉課まで申告をお願いします。

【お問い合わせ先】役場保健福祉課 ☎ 279-7100



住宅用火災警報器（住警器）の設置について

平成23年6月から既設住宅への住警器の設置が義務化されます。このことを受けて、本村では8月から順次消防団が、配布・設置のため各世帯へ訪問します。合わせて消火器の点検も実施します。

個数 1世帯につき2つ

場所 寝室、廊下などの天井

※住警器とは、火災により発生する煙を自動的に感知し、音声で知らせるものです。

※訪問した際、消防団員の持っている名簿に押印をお願いします。

※悪徳商法にご注意ください。消防団ではない者が訪問した場合、役場か、消費生活センター（086-226-0999）までご連絡ください。

【お問い合わせ先】役場総務企画課 ☎ 279-2111

